

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営上の重要課題のひとつと認識しております。「活動理念」及び「企業倫理憲章」に基づき、様々なステークホルダーの立場にたつて経営の健全性と透明性を確保し、企業価値を高めることを基本的な考え方としております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%以上20%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社亀井興産	3,000,000	7.98
亀井文行	2,504,595	6.66
カメイ不動産株式会社	2,443,167	6.49
公益財団法人亀井記念財団	1,650,000	4.38
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(管理信託口・79212)	1,027,000	2.73
亀井昭伍	1,014,157	2.69
有限会社グリーン・ウッド	1,000,000	2.66
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	823,700	2.19
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	792,900	2.10
株式会社三菱東京UFJ銀行	689,700	1.83

支配株主(親会社を除く)の有無	—
親会社の有無	なし

補足説明 更新

(注)当社は自己株式を3,990,520株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

—

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

特にございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	18名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1) [更新](#)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k			
尾町 雅文	公認会計士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) [更新](#)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
尾町 雅文	○	—	公認会計士としての豊富な経験と専門的な知識を有しており、客観的な立場から当社経営に資するところが大きいと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

1. 監査役は会計監査人より定期的に、監査の方法及び結果について報告及び説明を受けております。
2. 独立的に内部監査を担当する監査室は、監査計画に基づき連結子会社を含め必要な監査、調査を定期的に実施しており、監査役はこの監査に随時参加し、監査状況を監視するとともに、監査結果につき遅滞なく報告を受けております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
後藤 忠雄	税理士														
佐藤 富士夫	税理士														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
後藤 忠雄	○	——	税理士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的な知識と実務経験を有しており、社外独立性の立場から、職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しました。
佐藤 富士夫	○	——	税理士の資格を有し、財務及び会計に関する専門的な知識と実務経験を有しており、社外独立性の立場から、職務を適切に遂行できるものと判断しております。また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したことから、独立役員に指定しました。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新	3名
--	----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外取締役を全て独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	その他
---	-----

該当項目に関する補足説明 **更新**

各取締役の報酬については、業績等を勘案して決定しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

事業年度における取締役に支払った報酬総額を有価証券報告書等にて開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

・役員報酬については、株主総会の決議により取締役及び監査役それぞれ報酬等の限度額を決定しております。
・各取締役及び監査役の報酬額は、取締役については取締役会の決議により決定し、監査役については監査役の協議により決定しております。
なお、当社は役員報酬規程において、常勤役員については役位別に定め、また、非常勤役員については、その役員の社会的地位、会社への貢献度などを総合的に勘案して決定することを基本としております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役は、取締役会の開催にあたり、議案提出部署から説明等を受けられる体制になっております。また、内部監査を担当する監査室は、監査の内容、方法等及びその結果について報告するなどのサポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

当社は取締役会・監査役会制度を採用しております。

取締役会は、社外取締役1名を含め11名の取締役で構成され、毎月1回定例取締役会を開催し、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、経営の方針をはじめ法令で定められた事項、定款、取締役会規程に基づく事項のほか、経営に関する重要事項の審議、決定を行うとともに、業務執行状況を監督する機関として位置付けております。

監査役会は、社外監査役2名を含め3名の監査役で構成され、監査役会が定めた監査方針、業務の分担等に従い、取締役会その他の重要な会議に出席するほか、業務、財産の調査等を通じて取締役の職務遂行の監査を行っております。また、会計監査人より定期的に、監査の方法及び結果について報告及び説明を受けております。

総合企画室は、経営企画及び関係会社の管理、指導にあっております。

また、グループ経営に関しては、関係会社業績等報告会を定期的に開催するなど、グループ経営管理の確立に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社における意思決定及び業務執行状況の監督は、上記のとおり取締役会で行っております。

社内全般に精通し業務経験の豊富な取締役が機動的且つ的確に判断し、専門的な知識と幅広い経験を有する社外取締役が客観的、独立の立場で意思決定の適正性の確保を図っております。

また、監査役3名のうち2名を社外監査役とすることにより、専門的な見地から客観的、独立の立場で取締役の職務遂行の監視を行っております。

以上の体制により、経営監視機能が十分に確保できると考えられるため、現状の体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	早期発送に努めております。

2. IRIに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信等を掲載しております。	
IRIに関する部署(担当者)の設置	IRIに関しては、管理部が担当しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	投資判断に必要な情報に関して、適時適切な情報管理を図るため、情報開示基準を定めております。

IV 内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システム構築に関する基本方針は、次のとおりであります。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
取締役会の機能強化及び機動的な意思決定を目的に経営会議を設置し、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項については、別途定める取締役会規程及び稟議規程に基づいて運用を図るとともに、文書管理規程に従い適切に保存及び管理を行う。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
損失の危険の管理体制構築のため、危機管理及びリスク管理に関する規程を整備するとともに、統括する組織を設置する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役会規程に基づき経営に関する重要事項について適正かつ効率的な意思決定を行うとともに、業績管理を徹底し、経営管理の有効性等の監視、評価を行う。取締役会の決定に基づく業務執行については、組織・業務分掌・権限等に関する規程を整備し運用する。
5. 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
関係会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理担当の取締役を選任し、関係会社を管理・指導する組織を設置する。また、定期的に関係会社の業績等に関する報告会を開催するとともに、グループ全体の法令遵守、リスク管理を行う。
6. 監査役がその職務を補助すべき使用人(補助使用人)を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役よりその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合には、内部監査部門の構成員の中から監査役の職務を補助すべき使用人を選任する。当該使用人は監査役より監査業務に必要な事項の調査を命ぜられた場合には、その命令に関して取締役及びその他の使用人の指示命令は受けないものとする。
7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与える事実が発生し、または発生する恐れがあるとき、役職員による不正行為、法令・定款に違反する行為を発見したとき、その他報告すべき事実が発生したときは、遅滞なく監査役会に報告する。監査役は取締役並びに内部監査部門と適切な意思疎通を図り、効果的な監査業務を遂行できるよう整備する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力に対して、経済的な利益を供与しない旨を定めた企業倫理憲章を制定しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

【会社情報の取り扱い】

1. 当社及び関係会社の役職員等は、業務上知得した会社の重要情報を、「情報取扱責任者」である管理担当役員に連絡するとともに、他に漏らしてはならないこととしております。

2. 適時開示は「情報取扱責任者」である管理担当役員が決定することとしております。

3. 適時開示に関する報告書等は管理部にて作成し、会社経営の根幹に係る情報については取締役会の承認を必要とし、その他の重要情報事項については、管理担当役員の承認を得て、速やかに東京証券取引所に提出することとしております。

【会社情報の適時開示に係る社内体制のコンプライアンスの状況】

会社情報の適時開示の社内体制及び管理部の情報管理並びに情報開示が東京証券取引所の適時開示ガイドブック及び情報開示基準に照らして、適切に運営されているかについて監査役が監査することとしております。

内部統制推進体制

